

JEPA ニュース

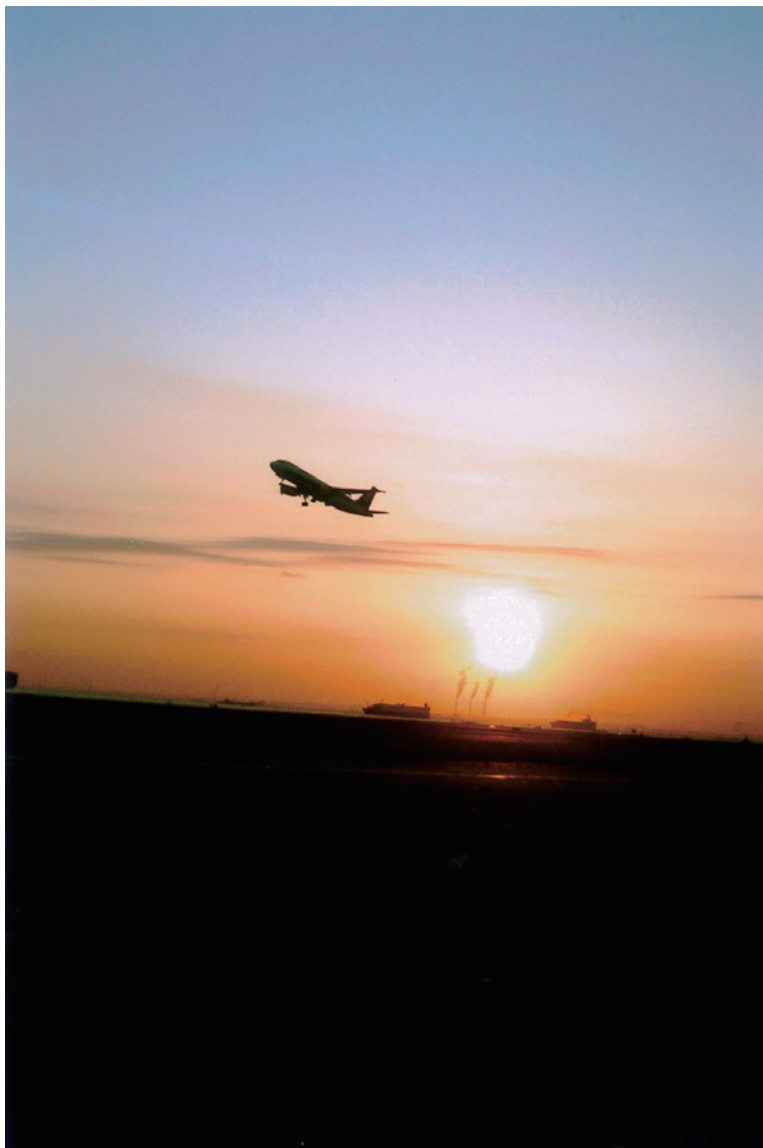
特定非営利活動 (NPO) 法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Japan Endocrine-disruptor Preventive Action

Vol. 151

Feb.2025



羽田空港の朝日

写真・佐和洋亮

今こそ、私たちは、人類共通の課題の解決に向けて、地球市民であることの自覚を取り戻すべきではないでしょうか？
このままでは、人間の健康も生態系も守ることはできません。
プラネットの未来は、私たち一人一人の手の中に！
日本から、世界に向けて、働きかけを強化していきましょう！！

CONTENTS

特集

プラスチック条約 INC5報告

- 2 難航する生産制限と懸念化学物質の段階的廃止 …… 中下裕子
- 4 条約案第7条以下の解説 …… 中地重晴
- 7 INC5でのIPENの活動 効力あるプラスチック条約を目指して …… 松野亮子

- 8 PRTR制度のグローバル化に向けて …… 寺田良一
- 9 「子どもケミネット便り」日本消費者連盟の化学物質問題の取り組み …… 原 英二
- 10 吉備中央町の活性炭はどこからきたのか？ …… 植田武智

プラスチック条約 INC5報告

難航する生産制限と 懸念化学物質の段階的廃止

JEPA代表理事 中下裕子

はじめに

現在の食品包装システムはプラスチックに大きく依存しています。年間4億トン以上のプラスチック包装材が生産されており、そのうちの10～20%が食品包装材として使われているのです。2023年の海岸クリーンアップの国際的な統計によると、海岸で見つかるトップ10のごみのほとんどは食品包装用のプラスチックでした。

2022年3月に国連環境総会（UNEA）で、プラスチック汚染から人の健康と環境を守ることを明確なスコープとしたプラスチック条約を策定するとの決議が採択されました。プラスチック条約が効果的なものになるために、プラスチックのライフステージのすべて、すなわち①採掘と輸送、②精製と製造、③消費者による使用、④廃棄物管理において、化学物質と健康を主要な問題として取り組む必要があります。④は、当初、加盟国が最も注視していた点で、人の健康に大きな影響があります。例えば、野焼きによるプラスチック処理が行われている国では、ダイオキシンによる環境汚染が起きます。ダイオキシンは難分解性であるため、野焼きが行われる場所だけでなく、グローバルな蓄積につながります。

プラスチック条約の議論の中で問題の解決策として、リサイクルについて盛んに議論されています。しかし、プラスチックから化学物質が滲出するのみならず、食品が化学物質を吸収してしまうので、プラスチックをリサイクルするときは原料を有害物質で汚染しないように細心の注意を払わなければなりません。私たちの調査データにより、リサイクルされた再生プラスチックは、ヴァージン・プラスチックより高濃度の有害物質を含んでいることが分っています。例えば、リサイクルされたPETにビスフェノールAが含まれていました。

対立の背景

生産制限や懸念化学物質規制の導入に反対していたのは、ロシア、サウジアラビア、イランなどの産油国です。石油資

源が自国の経済の中心を占める国々が、経済への悪影響を慮って導入に反対の立場を示すことは、理解できない訳ではありません。しかし、これらの国々は、それだけでなく、「UNEA決議には生産制限や懸念化学物質規制などは含まれていなかった。それらは条約の射程外だ」と繰り返し主張していました。「どうということなのか?」と思いましたので、条約策定に至る経過を整理してみました（表1）。

これを見るとわかるように、当初この問題は、「海洋プラスチックごみによる環境問題」として対策が始まりました。「このままでは2050年には魚の総重量をプラごみの総重量が上回ってしまう!」との衝撃的な報告（2016年）がダボス会議で行われると、G7やG20でも課題となり、地球規模の環境問題として取組まれるようになりました。また、丁度この頃から、プラスチックが環境中で微細化し、マイクロプラスチック（MP）となって海洋生物や人体を汚染しているとの報告が相次ぐようになりました。

国連環境総会（UNEA）の 歴史的決議がもたらしたもの

そうした状況の中で、国連総会（UNEA）は、2022年3月、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」と題する決議を採択し、海洋ごみ段階にとどまらず、原材料の採取から生産、使用、リサイクル、廃棄に至るプラスチックのライフサイクル全体にわたって対策を講じるための条約を策定することを決定したのです。この決定は、条約化のプロセスからすると異例の速さで、世界のメディアは「歴史的決議」と称賛しました。すると、プラスチック汚染対策を強く求める世論が増大し、これを受けて科学界も活性化し、プラ汚染が人間の健康や環境に及ぼす影響に関する研究も相次いで報告されるようになりました。その結果、プラ汚染問題は、単なる「海洋ごみ」問題から、「ライフサイクルを通じた人間の健康・生態系への悪影響防止」へと、プラ対策の理解が進展しました。また、廃棄段階という下流対策だけでは効果的に対応できず、上流の生産規制や有害化学物質規制の必要性がクローズアップされるようになったのです。

このように、UNEA決議後2年間でプラ汚染問題へ対策のあり方が、「下流のみでは不十分で上流対策が不可欠」と変化する中で、この変化への対応をめぐる各国間の意見対立が生じ、解消できない状況が続いていると考えられます。

プラ汚染問題とは何か？

そうであるとすれば、対立の根本的原因は、単なる合意形成過程の手续問題ではなく、**プラ汚染問題**とはいかなる問題か—単なるごみ問題か、それとも**人間の健康や生態系への悪影響の防止問題**か—に関する認識の違いにあると考えられます。そのギャップを埋めるのは、科学的データの集積です。先日、NHKのクローズアップ現代（2025年2月3日放送）で、プラ汚染と人間の健康に関する論文数がこの5年間で急増しており、中でも大きな注目を集めている論文を紹介していました。それは、イタリアのナポリの医師らの論文で、動脈硬化症の患者304名の血管中のプラークを調べたところ、約半数にMPの蓄積があったこと、さらにその患者について3年間疫学調査を行った結果、心筋梗塞、脳卒中などの重大疾患の発症率が、MPの蓄積が見られた患者の方が蓄積のない患者と比べて約4.5倍も高かったことが示されたそうです。これは、MPが人間の健康に悪影響があることを示した初めての報告です。報告者の医師は、**プラ汚染問題は、「単なる環境問題にとどまらず、人間の健康問題なのです」と強調**していました。

プラスチックの微細化は避けられない!!

プラスチックは環境中でマイクロサイズのMPとなり、MPはさらに微細なナノサイズになります。ナノ粒子は、アスベストと同様に、人間の体内から排出されにくく、長期間にわたって蓄積され続け、それによってさまざまな病気を発症させることが懸念されています。MPは空気中にも存在しており、プラ製品からも溶出しています。東京農工大の高田秀重教授らの研究によると、日本人の血液中からもMPが検出されています。MPの体内蓄積を減らすには、プラスチックの使用をできるだけ減らすしかなく、そのためには生産量の制限が不可欠です。また、MPにはPCBなどの有害化学物質を吸着する性質があり、たとえプラスチックの利用を限定的な用途に限ったとしても、プラスチック中の有害化学物質を規制する必要があることは当然です。

前述の科学的データが示唆しているのは、もはやプラ汚染問

表1 | プラスチック条約をめぐる経過

2015.9	国連 持続可能な開発目標（SDGs） 目標14：「海の豊かさを守る」 あらゆる種類の 海洋汚染の防止・削減
2016	エレンマッカーサー財団「2050年までに魚の総重量<プラスチックごみの総重量」
2018	G7シャルルボアサミット（カナダ） 「 海洋プラスチック憲章 」採択
2019	G20大阪サミット 「大阪 ブルー・オーシャン・ビジョン 」採択
2018-2020	UNEA 海洋ごみ とマイクロプラに関する専門家 会合開催（年4回）
2021	人間の胎盤からマイクロプラ検出
2022	人間の肺と血液からプラ粒子検出
2022.3	UNEA 決議5/14「プラスチック汚染を終わらせる： 法的拘束力のある国際文書に向けて」採択 プラスチック条約 を2024年末までに策定 → INC 設置
2022.11-12	INC1開催：INC事務局が、条約の内容を擁護する 文書を作成することが決定
2023.5-6	INC2開催：条約に盛り込まれる可能性のある複数の 要素を検討するオプションペーパーの議論
2023.11	INC3開催：条約草案に盛り込むべき事項を記した 「ゼロドラフト」提示
2024.4	INC4開催：改定条約草案に基づいて議論
2024.8	会期間会合：議長ペーパーを2回配布

題は、単なるごみ問題として処置されるだけでは不十分で、過去の公害事件と同様に、**人間の健康や生態系に取り返し**のつかない重大な被害をもたらす**おそれがある健康問題**として直ちに適切な対策が求められる緊喫の課題であること、そして、世界の国々は、自国の経済的利害を超えて、人類の共通課題として**プラ汚染による被害の発生を防止**するために、**真に実効的な条約を早期に成立させなければならない**ということではないでしょうか。

議長案第3条（プラスチック製品）、第5条（プラスチック製品設計）、第6条（供給【持続可能な生産】）について

そこで、議長案です。第3条、第5条、第6条については、意見の対立が激しく、合意されたものは一つもないというのが実情です。「全てがオプション」との前提ですが、子どもケミネットの3つの提言に関係すると思われる部分を抜粋して紹介します。

(1) 第3条（プラスチック製品）

- ①附属書（選択肢のひとつ）のプラ製品の製造、輸出入の禁止又は削減
- ②附属書の例：使い捨て製品、マイクロビーズの意図的添加製品（化粧品等）、玩具、子ども用製品、食器容器包



装に含まれるフタル酸化合物（DEHP、DBP、BBP、DIBP）、鉛化合物、カドミ化合物、BPA（3歳児未満の子ども向け容器包装）、オキシ分解性プラ製品（MPになりやすい）

③科学・技術・経済・社会・文化委員会（レビュー委員会）のCOP1での設置、助言、科学的証拠に基づく附属書への掲載の勧告

④プラ製品・廃棄物中の化学物質のトレーサビリティの確保

(2)第5条（プラスチック製品設計）

①プラスチックの製品の設計改善

「懸念化学物質」の使用禁止等の文言はない。

②「安全で持続可能な添加剤の使用促進」の記載あり。

③「入手可能な最善の科学に基づき、持続可能でより安全な代替品と非プラスチック代替品の研究、開発、利用促進」の記載あり。

④「優先的なプラ製品に関するガイドラインの作成」の記載

あり。

(3)第6条（供給〔持続可能な生産〕）

①オプション1：記載しない

②オプション2：COP1までに、生産（消費、使用）削減のための世界的目標を採択し、5年ごとに見直し

③世界的目標実現のために各国がとった措置についての報告義務

INC5.2に向けて！

このように、残念ながら、生産制限、懸念化学物質規制に関する議長案の内容は、全てオプションであるうえに、選択肢も野心的な規定が削除されており、人間の健康や生態系への悪影響を防止するために十分なものとはいえないのが実情です。人間の健康への悪影響を示すデータがまだまだ少ないという現実を反映しているものと思われますが、既述の論文のように、人間の健康に重大な悪影響があることを示す報告も出現しており、今後その数が増えることが予想されます。しかし、その時まで待っていては、手遅れになってしまいかねないのです。

人間の健康や生態系を犠牲にして経済発展を遂げることができないことは、過去の公害事件の教訓からも明らかです。被害の発生を防ぐために、できるだけ対策を早期に講じる必要があります。そのためには、少なくとも、最新の科学的知見に基づいて適切な対策を迅速に講じることができるような柔軟な仕組みを条約に盛り込んでおくことが求められます。そして、今こそ日本政府は、そのような条約の成立に向けて主導的役割を果たすべき時ではないでしょうか。

条約案第7条以下の解説

JEPA理事／有害化学物質削減ネットワーク（Tウォッチ）理事長／熊本学園大学 中地重晴

はじめに

私の担当部分は、INC5で提案されたINC議長の12月1日に提出されたノンペーパー、条約案の第7条以下である。INC5では、4つのコンタクトグループ（分科会）で条約案を議論した。私に課せられた第7条以下の検討は、コンタクトグループの2（第7～10条）、3（第11、12条）、4（前文と第13、14、16、19条とその他）で行われた。

INC5終了後にUNEPが公表したINC5の報告書（UNEP/pp/INC5/L.1）では、コンタクトグループ2の議事

概要として、「3回の会合で、4つの条文に関する第1ラウンドの議論とプラスチック廃棄物管理に関する第2ラウンドの議論を終えた。意見を反映した条文案は共同議長にゆだねた。（7条～10条）」と参加国の議論の結果、大筋で合意し、承認されたと報告されている。ほぼ確定している第7条と8条の条文案を中心に紹介し、その内容について解説する。

第7条（放出及び漏洩）の内容

第7条は放出及び漏洩ということで、合意された条約案は、以下のとおりである。

「1 締約国は、予防し、削減し、可能な場合には撤廃するための措置を取る。

(a) マイクロプラスチックを含むプラスチックの環境中への放出と漏洩

(b) プラスチックプレート、フレーク、パウダーの環境と水系への放出と漏洩

(c) 海洋環境における放棄、紛失、漁業活動によるプラスチック汚染

2 締約国は、環境中へのプラスチックの放出や流出について、安価かつ利用しやすい技術、防止するための対策を含め、研究すべきである。

3 第1項及び第2項の実施に際し、締約国は、環境中へのプラスチックの放出及び漏洩の防止に関し、利用可能かつ安価な最善の技術及び環境慣行の利用を促進する。

4 締約国会議は、この条文を支援するための指針を採択することができる。

5 本条を実施する際は、締約国は各国の事情を考慮することができる。」

第7条は、海洋へのプラスチックの流出だけでなく、陸上でのプラスチックの流出、日本的にいうなら、投棄、ポイ捨てを禁止する条文である。

英文では「RELEASES AND LEAKAGES」と表記されており、放出と漏洩となるが、環境省では放出と流出と訳されている。漏洩とすることに関しては、IPENなどから不適切とする意見が出されている。

この条約を制定する発端は、2019年大阪で開催されたG20のブルー・オーシャン・ビジョンで、2016年ダボス会議で報告された「2050年には海中のプラスチックが、重量ベースで、魚より多くなるという推測」に対する危機感から、海洋に流出するプラスチックごみの削減、2050年にはゼロにするという決議であり、G20にはサウジアラビアとロシア、インドは参加、承認しており、異議を唱えることができなかったといえる。

第8条（プラスチック廃棄物管理）

第8条は、プラスチック廃棄物の管理に関する条項で、合意された条項案は以下のとおりである。

「1 締約国は、バーゼル条約並びにその他関連する協定及び機関並びに第6項に言う指針の下で作成された指針を考慮して、プラスチック廃棄物が環境上健全な方法で管理されることを確保するための措置をとる。

2 締約国は、第1項の実施にあたり、自国の事情及び能力を考慮して、次の措置をとる。

(a) プラスチック廃棄物の安全な取り扱い、分別、収集、輸

送、保管、リサイクル、処分（エネルギー回収を含む）のための適切なシステムと災害に強いインフラを国及び地方レベルで確立する。

(b) 循環型経済アプローチを推進する。

(c) プラスチック廃棄物の回収率とリサイクル率向上の目標とターゲットを設定する。

(d) ポイ捨てを防止し、国際的に合意された規則を考慮し、プラスチック廃棄物の野外投棄、野焼き、海洋投棄を禁止する。

(e) プラスチック製漁具の放棄、紛失、その他の廃棄を防止し、減らす。

(f) プラスチック廃棄物管理労働、特に女性、若者、小規模を含む漁業者などのごみ拾い労働者やその他の非正規労働者の公正な移行を促進する。

(g) 一般の人々の意識を高めることを含め、プラスチック廃棄物を防止し、最小限に抑えるための行動変容を促進する。

3 (略)

4 (略)

5 (略)」

プラスチック廃棄物の管理はすでに国際条約である「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に基づいて、管理することを合意している。プラスチック廃棄物の発生が減少するため、途上国の都市部に存在するスモークーマウンテンと呼ばれるごみの山から、有価物を拾う女性や子供を含むごみ拾い労働者のために、「公正な移行」という言葉を用いて、生活の保障、職業の転換を行うことが明記されている。日本では実感が無いが、途上国では、貧困なごみ拾い労働者は多数いるため、その対応が求められている。

また、プラスチック廃棄物管理の中で、リサイクルすることも含まれており、循環型経済への移行も推進するとされており、リサイクルする時に有害物質の溶出など安全性も考慮していかなければいけないが、どこまで担保するのかは触れられていない。

一方、第1項にある第6項で作成された指針とは、第6条（供給）（持続可能な生産）で、プラスチックの持続可能な生産のために作成される国別計画の報告や方法に関する指針のことを指している。第6条の条文の内容次第では、作成される指針の内容も変更されると考えられる。

紙面の都合で条文の紹介は省略したが、第4項には、プラスチックのライフサイクル全体を通じて、環境に健全な管理を確保するため、拡大生産者責任アプローチを取り入れると明記されている。廃棄物管理における拡大生産者責任は日本では実施されておらず、条項が採用されれば、どのように実施してい



くのか、日本の産業構造に大きな影響をもたらす可能性があると考えられる。

第9条（既存のプラスチック汚染）の内容

第9条では、既存のプラスチック汚染ということで、「締約国は、国内の既存プラスチック汚染の影響を受けている場所を特定、評価、監視する、適切な除去措置を行う。」とされている。既存のプラスチック汚染という言葉には違和感があるが、プラスチック廃棄物に埋め尽くされた海岸やプラスチック廃棄物の不法投棄地など、プラスチック廃棄物を回収し、原状回復する必要のある場所の特定と管理を実施することを、条文は求めている。

日本でも海岸に漂着したプラスチック廃棄物の回収が追い付いていない場所が多数あり、条約ができれば、対応を迫られることになるだろう。

第10条（公正な移行）の内容

第10条では、各国の事情を考慮しつつ、条約の履行によって、誰一人取り残すことなく生産量、廃棄物量が減少し、失業する可能性のあるプラスチック産業の労働者やごみ拾い労働者の生活を保障するための「公正な移行」、職業転換について、規定されている。「公正な移行」は第8条にも出てきたが、条約に基づく国別計画の報告書に、実施した措置を報告、評価することも明記されている。

第11条以下の条文の内容

第11条（財源と仕組み）と第12条（国際協力を含む能力開発、技術支援、技術移転）は、プラスチック条約を実施していくための資金メカニズム及び途上国支援のための資金供与、技術移転、キャパシティビルディング（能力開発）の枠組みに関する条文である。コンタクトグループ3では、第11、12

条の内容が検討されたが、UNEPは、「資金に関する条文は実質的な議論が行われ、各国から提出された意見をもとに、共同議長が統合文書を作成し、提案した。同様に、国際協力を含むキャパシティビルディング、技術支援、技術移転に関する条文についても議論したが、多数の意見がだされ、期限内に最終案をまとめることができなかった。」と報告している。

コンタクトグループ4では、「前文、範囲、原則（第1条の2）、実施と遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）について意見交換が行われた。また、報告（第15条）、有効性評価とモニタリング（第16条）についても原案をまとめる予定である。」とUNEPは報告しており、意見が多数出され、集約ができていないことが分かる。

その他、第17条（情報交換）、第18条（広報、啓発、教育、研究）、第19条（健康）、第20条（当事者協議）、第21条（事務局）、第22条（紛争協議）、第23条（条約の改廃）、第24条（付属書の採択と修正）等がある。

化学物質管理に関する他の国際条約と同様に、締約国が国内実施計画を作成し、進捗を評価する。その方法や条約実施に向けて事務局の設置や締約国会議の開催など規定する必要があるが、条約の内容が決まらないので、確定できないようである。

今後の課題

国は、INC5の参加報告で、「目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、実施と遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展した。

他方で、プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われなかった。」と報告している。

今回報告した内容を出発点に、INC5.2で、条文案の検討が進められていくことになるが、プラスチック製品の生産抑制や含有される懸念化学物質の規制について、意見の隔たりが大きく、容易に妥協が成立するとは言えず、先行きが見通せない状態である。

市民としては、よりよい条約にしていくために、日本政府に対し、「G20の議長国として、ブルー・オーシャン・ビジョンをまとめた責任を果たすよう」に、働きかけを強化する必要があると思う。

INC5でのIPENの活動

効力あるプラスチック条約を目指して

運営委員 松野亮子

IPENがプラスチック条約で目指すもの

IPENは、プラスチック条約が健康を守る条約でなければならず、それを実現するためには各国の努力目標ではなく、国際的な規制が必須であると考えています。プラスチックの生産量を削減し、プラスチックに使用・混入している有害な化学物質はライフサイクル全体で規制・禁止が必要です。何を規制するか意思決定は、予防原則に基づくこと、汚染が起きてしまった場合には汚染者負担の原則を適用することを求めています。IPENは効果的なプラスチック条約の成立を目指して、たくさんのパンフレットなどを作成してきました（<https://stoppoisonplastic.org/plastics-treaty/plastics-treaty-inc-5/>）。

INC5 事前ミーティング

INC5の会合が始まる前の2024年11月23日に、IPENによる事前ミーティングがありました。まず、INC5の全体の流れや目的についての話がありました。続いて、INC4で決まった条約ドラフト案が内容的にはまとまりがなく、合意事項もほとんどないこと、そこから条約案の内容を詰めていくのはかなり無理があるために、INC議長から、ノン・ペーパーという代替案が出されたこと、ノン・ペーパーの問題点や、参加国がどのような意見書を出しているかなどのおおまかな解説がありました。次に、IPENの共同代表のユンさんから、アジアが世界のプラスチック生産の半分以上を占めていることから、アジア地域に焦点を当てたプレゼンテーションがありました。その中で、国連加盟国は、2040年までにプラスチック汚染を終わらせることを目指している高野心連合（HAC）、数か国の産油国も参加しているLike-minded countries（似通った考えを持つ国々）、産油国からなる湾岸協力カウンシルのグループに大きく分けられることや、後者の2グループが交渉を遅らせるような戦略を取ったりしていることなどの説明がありました。

次に、コンタクトグループについての説明がありました。コンタクトグループ（CG）というのはINCの分科会で、INC5では以下の4つのテーマのグループがありました。

CG1: プラスチック製品と懸念物質、製品デザイン、供給やプラスチックの定義

CG2: 排出と放出、プラスチック廃棄物管理、既存のプラスチック汚染

CG3: 資金・技術支援、国際協力

CG4: 前文、原則、有効性評価とモニタリング、健康、国別行動計画等

朝のミーティング

INC5の初日を除いて、IPENは毎朝8時からミーティングを行い、ロビー活動の状況報告や情報共有をしました。INC5でプラスチック条約がまとまる見込みが見えず、INC5.2が開催されるかもしれないとの情報を初めて耳にしたのもこの場でした。

記者会見

INC5の交渉がまったく進展を見せないことを受けて、IPENは11月29日に記者会見を行いました。「私たちの健康はあなたたち（政府代表団）の手の中にある!」というバナーを掲げ、プラスチック廃棄物管理のための条約ではなく、健康を守るための条約を作り上げることの重要性を訴えました。

声明発表

最後のINC5全体会合が終了する前に、オブザーバー団体の声明発表の時間があり、IPENも声明を出しました。新生児がこの世に生まれる前から母親の子宮の中で、プラスチック化学物質へのばく露が始まり、内分泌かく乱作用や生殖機能への影響など、健康上大きな影響を受ける可能性があることを警告し、次世代の健康を守るために強力なプラスチック条約が必要であることを強調しました。また、交渉の場からの市民団体の締め出しを非難しました。

INC5.2に向けて

INC5で、もしプラスチック条約が成立していたら、その内容はとてもひどいものになっていただろうというのがIPENの意見です。これを書いている時点では、INC5.2がいつになるのかは明らかではありませんが、時間を稼ぐことができたおかげで、よりよい条約にするための猶予期間がもたらえたと私自身も考えています。子どもケミネットの皆さんと、さらに署名活動を進め、日本政府への働きかけを強めていきましょう。

PRTR制度のグローバル化に向けて

JEPA理事／有害化学物質削減ネットワーク(Tウオッチ) 理事 寺田良一

PRTRとは、「環境汚染物質排出移動登録(Pollutant Release and Transfer Registers)」制度のことである。化管法(1999年～)に指定された515種類(現在)の有害化学物質について、製造業などの一定以上の規模の事業所は年間の排出量と移動量を届け出る義務を負い、個別事業所の排出データは公開され、市民や自治体の監視の目にさらされるようになった。そもそも、1980年代、ラブキャナルのダイオキシン汚染問題(米国)やインドのボパール農薬工場爆発事故を契機として1986年に米国で制度化された。それ以後米国内で顕著な削減効果があったので、1996年に国連のOECDが加盟28カ国に対し制度化を勧告し、日本や韓国もそれに従って制度化した。日本でも、排出量は導入後十数年で3分の1近くにまで削減された。OECD諸国は、その当時の世界の約3分の2の工業生産を担っていたので、まずそれらの国々の排出量を減らすことには意義があった。

PRTR制度化の契機としては、このOECD勧告のほかに、国連欧州経済委員会(UNECE)が主導した「オーフス条約」(1998年採択、2001年発効)がある。「オーフス条約」は、1992年の「地球サミット」における「リオ宣言」の第10原則、すなわち、市民の環境情報へのアクセス(知る権利)、意思決定への市民参加、司法へのアクセス権の3本柱を実効的に推進する制度形成をめざした条約であり、現在47カ国・地

域で批准されている。そのうちの情報へのアクセスを制度化するために、「PRTR(キエフ)議定書」がヨーロッパ諸国を中心とした34カ国により2003年に採択され、2009年に発効している。

日本と韓国というアジアの数少ないOECD加盟国にとって、PRTRは、勧告というある種「外圧」によって取り組むことになった制度であるが(もちろんその効果は顕著であったが)、ヨーロッパ各国、とりわけ旧ソ連圏の東欧諸国などにとっては、より切羽詰まった内発的な動機があった。ドイツや北欧など先進的環境政策を実施していた国においては、1980年代から旧社会主義圏の旧式化した工業地帯からの越境大気汚染や酸性雨が問題化していた。「環境先進国」から旧態依然の工業国までが、地続き(大気続き、国際河川続き)で併存しているヨーロッパにおいては、PRTR制度などの中に後進地域を含めて広く組み込んでいく必要性があったと言える。

一方、1990年代のソ連邦の崩壊後に西側社会に接近した旧東欧諸国や旧ソ連邦構成諸国にとっては、環境汚染問題の解決は、権威主義的な旧政治体制の民主化と不可分の問題であった。オーフス条約やPRTR議定書への参加は、西側先進諸国への接近の試金石であり、社会の民主化の有効な手段でもあった。東欧の中でも先進国のチェコやハンガリーは、比較的早期にOECDやEUにも加盟したので、東欧圏、旧ソ連圏諸国のPRTR制度化でも指導的役割を果たしている。中南米に

おいても、1996年のOECD勧告時に加盟していたメキシコや2010年に加盟したチリなどが制度化を進め、周辺諸国にもPRTR導入の機運を高めている。

一方、産業化が急進展しているにもかかわらず、東南アジアでは、タイ、ベトナムなどで試行されているものの、まだ本格的には導入されていない。チェコ環境NGO「アルニカ」は、東欧諸国のPRTR制度化を支援してきたが、提携しているインドネシアのNGOと協力して、東南アジア諸国のPRTR作りを支援している。日本のJAICA、私どもTウオッチもタイのPRTR制度化を支援してきた。

先進工業国で構成されるOECD諸国は、確かに生産額の点で世界の主要な工業国であるが、有害化学物質の排出や地域の環境破壊という点では、新興工業国、途上国においてより深刻な問題を抱えている場合が多い。その意味で、PRTR制度をグローバルに普及させていく必要性は大きく、国やNGOの意欲も旺盛だが、同時に、新興国においては、排出量の把握技術、データ収集システムづくりなどに大きな困難を抱えており、先進国やそのNGOの協力が不可欠である。

一方、日本ではすでに制度としては定着し、排出量の削減にもかなり奏功したが、近年それも頭打ちである。リスク・コミュニケーションを実施する自治体や企業も減少した。「知る権利」、環境政策への市民参画など、作った仏に再度魂を入れ直す作業が必要であろう。



日本消費者連盟の化学物質問題の取り組み

日本消費者連盟 共同代表 原 英二

日本消費者連盟(日消連)は1969年設立の個人加盟制の消費者団体で、「すこやかないのちを未来につなぐ」をスローガンとしています。日消連は5つの部会(食の安全部会、脱原発・エネルギー部会、洗剤部会、環境部会、食農部会)を軸に、さまざまなテーマについて、行政や業界との交渉、出版物の発行、学習会や集会の開催などを、関係する市民団体や生協などと一緒に進めています。

●食の安全を求める取り組み

日消連がつくられてすぐ展開したのは、コーラに含まれるカフェインとリン酸塩の子どもたちに対する有害性の告発でした。以来、日消連は添加物や農薬など、食品に使われる化学物質について、行政に対策を求め、また消費者への注意喚起をしてきました。1990年代に現われた遺伝子操作食品に対する運動と共に、今も食の安全の二大テーマとなっています。

●香害に対する取り組み

日消連の香害の取り組みは、2016年に東急電鉄の「天然アロマによる香りの空間演出」についての声が寄せられたのが始まりでした。日消連では電話で相談を受け付ける「香害110番」や香害問題を啓発するポスター制作、行政や洗剤業界との意見交換などに取り組んできました。しかし業界は頑なに改善しようとせず、行政も「因果関係が明確でない」等と言って規制せず、今に到っています。現に被害が出ているにもかかわらず、対応しようしない行政担当者は、水俣の教訓を知らないのでしょうか。

●化学物質への警鐘を鳴らす

添加物や農薬は私たちにとって異物です。厚労省から移管した消費者庁、公正中立で科学的な評価を標榜する食品安全委員会は、動物実験の結果に安全係数を掛けるだけで十分な安全性が担保できると考えているようですが、種差を10倍までと仮定する安全性評価は科学的ではありません。予防原則による対応が必要です。

食品以外の用途でも、多くの化学物質が生活のあらゆる場面で使われ、私たちは口だけでなく、肺や皮膚からも摂取されます。化学物質過敏症が100人に1人と言われる

まで増えたのも化学物質乱用が原因と考えられます。

直接摂取されなくても、プラスチックや洗剤、加工剤などの化学物質は回り回って私たちに摂取されています。私たちは薄いガス室で暮らし、薄い毒水を飲み、安全性の不確かな菓を盛った食べものを摂っているのです。

化学物質の一番影響を受けやすいのは子宮の中の胎児、そして子どもたちです。環境に残る化学物質も未来への負の遺産です。私たちが便利さと引き換えに受けている被害は自業自得としても、未来の世代への負の遺産は許されません。

学び、そして行動して、自分たちの、そして未来の世代の健康と生活を守りましょう。

日消連発行の化学物質関連出版物

ブックレット	発行	著者
農薬の不都合な真実	'25年 1月	天笠啓祐
人工芝はなぜこわい?	'24年12月	栗岡理子
香害と電磁波から子どもを守る	'24年 8月	加藤やすこ
スルホキサフロル～新しいネオニコチノイド系農薬	'22年11月	有機農業ニ ュースクリ ップ
くらしの中の危険～気になるものを総チェック	'21年11月	原英二
香害のないくらし 柔軟剤にさようなら	'21年 8月	日消連洗剤 部会
脱プラ生活～はじめの一步	'21年 1月	日消連環境 部会
ストップ! 香害～余計な香りはもういない	'20年11月	日消連
知ってほしい 食品添加物のこと	'20年11月	原英二
グリホサート～身近な除草剤にひそむ危険	'20年10月	天笠啓祐
みんなで減らそうプラスチック(品切れ中)	'19年11月	栗岡理子
香害110番～香りの洪水が体を蝕む	'18年 3月	日消連
知らない! 食品添加物	'08年 5月	植田靖子
リーフレット	発行	監修者
その食品、添加物は大丈夫?	'24年11月	原英二
気をつけたい暮らしの中の農薬	'23年12月	原英二
はじめよう、脱・環境ホルモン	'23年10月	槌田博
知っていますか? 香害	'23年 9月	平賀典子

吉備中央町の活性炭はどこからきたのか？

事務局・ジャーナリスト 植田武智

現在の所全国で最も深刻なPFASの水道水汚染が起きている岡山県吉備中央町のPFAS汚染問題について、「汚染源となった活性炭がどこから持ち込まれたのか」という問題について少し進展があったので報告したい。

町内の企業で、活性炭のリサイクル業を営むA社がPFOAを大量に含む活性炭を同町にある円城浄水場の取水源である河平ダムの上流の資材置き場に放置したのが汚染の原因である。その活性炭がもともとどこからきたものかについては、A社は記録がないとして固く口を閉ざしてきた。しかし、A社は、町からは損害賠償を請求され、資材置き場を貸していた財産区（公共施設を管理するために設けられた特別地方公共団体）からも原状復帰の要請を受けて

図1 | 吉備中央町の位置



おり、また今後健康影響などでも費用を請求される可能性もある。とても町の一企業で負担できる金額ではない。

そこで「円城浄水場PFAS問題有志の会」（代表・小倉博司氏、以下有志の会）は、もともとの汚染者を見つけて応分の負担をしてもらうように、A社に対して活性炭の調査をするよう呼びかけた。A社は呼びかけに応じて、自社の資材置き場に置かれていた中で最も高濃度のPFOAが検出された活性炭の分析を京都大学の原田浩二准教授に依頼した。

吉備中央町活性炭の特徴を探せ

その結果、いくつかの事が明らかになった。

一つ目は一番の汚染物質であるPFOAの濃度である。当初（原因究明委員会が調査した2024年）、町の原因究明委員会は、活性炭に含まれるPFOAの濃度について、4500万ng/kgであると発表していたが、それは水に溶けだしたPFAS濃度から活性炭の濃度を計算したものであった。これに対し、今回の京都大学の分析では、有機溶媒を使って抽出したところ、活性炭のPFOAの含有量はその100倍の45億ng/kgの濃度であることが判明した（ngは

10億分の1g）。45億ngとは4.5gのことで、活性炭の中にはグラム単位でのPFOAが吸着していることになる。「私が今まで測った中でも最大のもの。活性炭の限界まで吸着しているとと言えます」と原田氏は語る。

さらに解析を進めたところ、検出された様々なPFASの中に「ハイドロPFAS」という珍しいPFASが含まれていることが分かった。（図2、3）原田氏に聞いた。

—今回なぜハイドロPFASを調べようとしたのですか？

原田氏「前から分析データに変なピークが見つかっていて、なんだろうとは思っていたのですが、今回PFOA以外に特徴がないかと思って調べてみたら、ハイドロPFASだということがわかりました」

—同じもの（ハイドロPFAS）が、大阪摂津市にあるダイキン工業の敷地の隣の井戸水からも出たわけですね。

「はい、そうです。吉備中央町の活性炭がダイキン由来のものである蓋然性が高いと思っています」

—これは決定的証拠といえるのでしょうか？

「まだ決定的証拠とはならないでしょう。おそらく全国的に調べてみて、これが本当に摂津市と吉備中央町に特異的なものか確認する必要があります」

図2 | 吉備中央町の活性炭から検出されたPFOAとハイドロPFAS

吉備中央町の活性炭と、大阪摂津市の井戸水の比較

	PFOA	オメガハイドロPFAS			
		7H-PFHpA	8H-PFOA	9H-PFNA	10H-PFDA
活性炭（岡山吉備中央町） ng/kg	4,580,924,247	29,084,000	22,792,000	111,620,000	209,020,000
井戸水（大阪摂津市） ng/L	18,366	485	520	1232	186

（原田氏提供資料を元に筆者作成）

ありますね。ただPFASの組成の類似性は有効な状況証拠と言えるでしょう」

地元業者が匿名で取材に応じる

検査を依頼した吉備中央町の地元業者A社はどう考えているのだろうか。A社については一部の媒体では実名で報道されているが、今回取材依頼をしたところ社名を匿名にするならば受けるとの返事があったためここでは匿名でA社とする。

—汚染の責任をどう考えているか？

A社「弊社にも汚染についての責任があると認識しています。弊社の取るべき責任について現在真剣に検討しているところです」

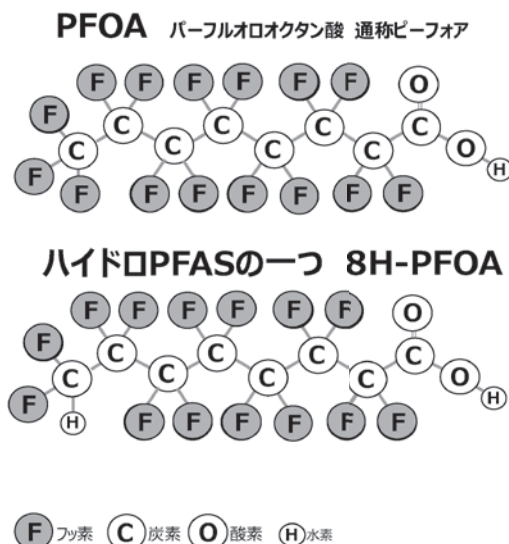
—原田准教授の分析結果を受けてどう対応するつもりか？

「現在継続して分析を依頼中で、それらの結果を待って、対応を検討したい」

今回の活性炭のリサイクルに絡んだPFAS汚染について、筆者が以前から疑問だったのは、通常の活性炭のリサイクル事業では、ユーザーから依頼された活性炭は、リサイクルして同じユーザーに戻すというのが基本だと言われていることである。本来、今回のように長期間野積み状態で放置されることはない。その点についてA社に質問したところ「ユーザーから性能低下炭を受け入れ、再生処理して納入する（同じユーザーに返す）のも一つの流れですが、過去、急なオーダーにより再生が間に合わない場合などは、納期遵守のため、全量新炭をユーザーに収めるということが行なわれていました。この際に再生処理されなかった性能低下炭は社内に在庫として残ることになりますが、これらは再生すれば販売できる資材との認識でお

図3 | ハイドロPFASとは？

PFOAなどの炭素鎖の水素が完全にフッ素に置き換わったパーフルオロアルキル化合物に対して、一番端っこの部分に一つだけフッ素が水素に置き換わったもの。不純物というより、意図的に界面活性剤として製造されているものと考えられ、ダイキンが特許を取得している。今回活性炭からは、下図の8H-PFOAだけでなく、7H-PFHpA、9H-PFNA、10H-PFDAの4種類が検出された



りました。性能低下炭を自社に残すこと自体が問題だという認識はありませんでした」とのこと。

2000年代前半頃にはPFASについての情報も限られていたため、活性炭事業者がPFASの危険性を認識していなかった可能性は高いと思われる。ただ同じユーザーへ戻すという基本を逸脱して、行方不明の活性炭リサイクルがなされていたことは大きな問題だと言える。誰も知らない間に高濃度にPFASを含んでいた活性炭が、別の用途、例えば浄水処理などに使われることは決してあってはならない。

また活性炭事業者は知らなかったとしても、ダイキンなどPFASの生産企業が知らなかったという理屈は成立しない。ダイキンは現在の所「PFOA除去に使用した活性炭については、専門の処理業者を通じて焼却処理を依頼しており、弊社が確認する限り、使用済み活性炭の再生を委託した事実はありません」と発表している。焼却した場合でも焼却条件によっては、PFASは完全に分解できず残留したり、別のPFASに変化する可能性もある。また焼却残さにも含まれている可能性が高く、どのように処置がされているのか説明

しなければならないだろう。

血液検査の結果が公表

またもう一つ進展があった。吉備中央町のPFAS問題の特徴の二つ目は、住民グループの自主的な血液検査で全国と比較してもけた違いに高い血中濃度が見つかったことである。町の公費での住民希望者全員の血液検査が11月25日から始まった。18歳以上の成人だけでなく、2歳から17歳までの小児も対象となる。その結果が、今年の1月28日に公表された。2～12歳の子どもが65人、13歳以上が644人の計709人分のデータである。PFOAやPFOSを含む7種類のPFASを検査し、血液中の濃度は、合計で平均151ng/mLであった。アメリカの科学アカデミーが健康リスクが高まると指摘する20ng/mLの7.5倍あまりで、検査を受けた人の9割がその値を超えていた。

町は現在、当初の日程で受けられなかった人たちを対象に2月にかけて追加検査を実施予定。また2月16日には住民への説明会も予定されていて、そこではより詳しい内容が発表される予定だという。

1月8日 運営委員会
1月16日 子どもケミネット世話人会
1月24日 国際セミナー「未来に向けてのプラスチックの課題」
2月12日 運営委員会
2月20日 子どもケミネット世話人会

事務局からのお知らせ

●3月のネオニコ農薬学習会とプラスチックの環境ホルモンの国際セミナーのご案内

3月2日(日)の午後にネオニコチノイド系農薬に関する学習会を開催予定です。東京女子医科大学の平久美子先生と富山大学の平野哲史先生に、研究の最新情報をお話しいたします。

また、3月6日(木)には国際セミナーも予定しています。JEPAではおなじみのニューヨーク大学医学部のレオナルド・トラサンデ博士にプラスチックに含まれている内分泌かく乱物質の有害性についてお話をさせていただきます。

どちらも参加費無料です。詳しくは当会ホームページをご覧ください。

今号のニュースレターの2~7頁は地球環境基金の助成を受けて作成されました。

NPO法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

JEPAニュース
Vol.151

2025年2月発行

発行所 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
事務局
〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL 03-5875-5410
FAX 03-5875-5411
E-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

郵便振替 00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ホームページ <https://www.kokumin-kaigi.org>

デザイン 鈴木美里
DTP 宮部浩司

終末時計

広報委員長 佐和洋亮

能登半島地震発生から1年の年明け。526人もの人が亡くなり(災害関連死を含む)、15万棟を超える住宅被害(全壊・半壊・一部破損を含む)。今だに放置された倒壊家屋や断水の地域が。損壊家屋の数からして、元の住居で生活出来なくなった人は少なくとも数万人はいると考えられる。まだ避難施設にいるのか、仮設住宅に移ったのか、県内外の身内や親戚の家に身を寄せているのか。それらの正確な数さえ県や国は発表していない。そして、正月明けと共に報道から消え、被災地の人達は放置されている感さえする。

1月20日のトランプ大統領の就任。のっけから開演のトランプ劇場は、地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」からの離脱や世界保健機関(WHO)からの脱退などを。他方、3年にもなるロシアのウクライナ攻撃は止まず、一旦停戦になったものの終戦とはいえないイスラエルのガザ侵攻。アメリカの科学雑誌は、核戦争の危機や気候変動そして感染症の拡大などから、「人類最後の日」までの残り時間を象徴する「終末時計」について、昨年より1秒進めて、これまでで最も短い「残り89秒」と発表した。

アメリカは中国に次ぐ世界2位の温室効果ガス排出国。昨年の世界の平均気温は産業革命前に比べて1.55度上昇し、1.5度以内に抑えるというパリ協定の目標を初めて超えたという。そして、ロシアのウクライナ攻撃。これまでに東京都の面積の約14倍に当たる森林が破壊され、戦闘や火災などに伴う温室効果ガスの排出量も1億8千万トンになるとウクライナ政府が発表(日本の排出量は年間で約10億トン)。さらに、1年3ヶ月に及んだイスラエルのガザ侵攻。輸送機や戦闘機、地上軍の移動や戦闘などで排出されたCO2は1年前の侵攻開始から3ヶ月後でも約28億トンという発表がある。

しかし、パリ協定離脱は、規定によると国連への通告から1年後になる。トランプ大統領の離脱声明以後も、国内の5000以上の企業や都市が引き続き温暖化対策を進めると表明しているそうだ。今年11月のCOP30(国連気候変動枠組み条約第30回締約国会議)はブラジルで開催。1992年にこの条約の署名が始まった地。人類が温暖化対策の重要性を共有した原点に立ち返る好機となろう(参照、1.23付毎日新聞他)。

終末時計は、実際の時計とは違い、時間を逆転することも出来る。実際に、1991年、ソビエト連邦崩壊の時は、世界平和の気運が高まり、7分も針が戻ったことがある。

このJEPAが継続して取り上げてきたPFASの問題。不十分とはいえ、はじめて国や自治体が米軍横田基地に立ち入り調査をした。また、岡山県吉備中央町では、国内初の公費による住民対象の血液検査をした(その結果は、87%が全米アカデミーズの基準による健康被害の恐れがある。1.29付東京新聞)。息長い運動で、終末時計の針を逆転させよう。